



中津市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年2月20日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 定期監査

課 名：環境政策課

| 指 摘 事 項 | 措置内容又は措置方針等 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>(会計年度任用職員の勤怠管理について)</p> <p>会計年度任用職員出勤簿の年休付与日数や年休取得日数等の欄が全く記載されていなかった。</p> <p>また、年次休暇承認願の提出状況と出勤確認印の押印が合っておらず、実際の勤務状況が不明な日があるなど、全体的に勤怠管理がずさんであった。</p> <p>今後は出勤簿、休暇承認願、勤務状況報告書のすべてをチェックし、誤りが無いよう十分確認し支給計算するよう注意されたい。</p> <p>さらに、個人の通勤手当の管理や休暇の取得方法等に誤りが見受けられた。</p> <p>支給計算をする際は複数人で確認するなど、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>(公用車運転日誌について)</p> <p>出先機関の公用車運転日誌を見ると、アルコールチェックを1度もしていないかった。</p> <p>運転前後のアルコールチェックは道路交通法の改正により義務化されており、公用車運転日誌には公用車の運転前後に運転者のアルコールチェックを所属課の主幹または課長が行い、確認者名欄に確認者を記入することとされている。</p> <p>また、明らかに不自然な距離数が記載されている日や走行距離自体記載が無い日、乗車時間が未記入な日もあった。</p> <p>公用車運転日誌は、道路交通法により作成と保存が義務付けられており、行政機関が保有する「行政文書」として公文書公開請求の対象となることを意識し、今後はより一層の法令遵守の注意をもって適正管理に努められたい。</p> | <p>ご指摘の出勤簿につきましては、休暇取得日数等の未記載欄への記載を行いました。</p> <p>今後は、出勤簿、休暇承認願、勤務状況報告書のすべてをチェックし、支給計算に誤りが無いよう複数人で確認する等、適切な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘のとおり、出先機関における公用車運転日誌の確認、アルコールチェックの実施状況の確認がいずれもできておりませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、課員・出先職員に対して、運転日誌作成やアルコールチェックは法律を根拠とした、公用車による事故防止に大切なものであることの指導を行い、認識を新たにいたしました。</p> <p>今後は、Logoフォームを活用した報告についても検討していきながら、法令遵守の意識をもって適正管理に努めます。</p> | |